〈不動産取引紛争事例等調査検討委員会（第264回）検討報告〉

原子力関連施設の臨界事故と、造成中であった販売予定の宅地の価格下落との間に相当因果関係が認められないとされた事例

（東京地裁平成16年９月27日判決）

調査研究部

はじめに

第264回の委員会では、今回の東日本大震災に伴う東京電力福島原子力発電所事故に鑑み、平成11年にJCOが発生させた臨界事故によって土地の価格が下落し、当初販売を予定していた価格で宅地の販売ができなかったとして、損害賠償請求がなされた事例を取り上げた。

当該事例においては、「当初設定価格と実際の売出価格との差額をもって損害とする原告の主張は認められないし、本件臨界事故の影響でいったん下落した本件土地の価格は、本件土地の売出しが予定されていた平成13年３月の時点又は本件土地の売出しが実際に開始された同年10月の時点では、残存する本件臨界事故による下落分を認定することが困難なほどに回復していたものと認められる。そして、仮に下落分が残っていたとしても、本件臨界事故との間の相当因果関係は認められない。」とされ、原告である宅地造成販売事業者の損害賠償請求は認められなかったところである。

ただし、今回の福島原発の事故は、委員会においても指摘があったように、周辺への影響が基本的になかった本判決事例とレベルが大きく異なり、事故の収束の見通しのつかない現段階で、影響について判断することは困難なところであり、また、JCOの事例の損害賠償でも長い時間かかっていることからすると、今後の推移を注視する必要があると考えられる。そして、その際には、風評損害的なものも対象として考慮するとともに、継続的な不法行為という観点での検討も必要であると考えられる。

なお、今回の福島原発の事故については、原子力損害賠償紛争審査会において、「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」（平成23年８月５日）が公表されており、当該指針において、

・避難指示等に係る損害として、営業損害（減収分や追加的費用）や、財物価値の喪失・減少等（不動産売買契約及び不動産賃貸借契約についても、契約価格の下落に係る損害、契約の締結拒絶又は途中破棄等に係る損害なども対象とされている）
・いわゆる風評被害などが賠償すべき損害とされ（なお当該指針で対象とされなかったものが直ちに賠償の対象とならないというものではないともされている）、不動産に関係するものもそれらに該当する場合には賠償すべき損害とされるものであり、参考にすべきものと考えられる。（この中間指針を踏まえ、東京電力において補償基準が定められている。）

〔事務局〕

1　委員会資料

＜概要＞

原告が宅地造成販売事業を計画していたところ、被告において発生させた原子力関連施設の臨界事故によって土地の価格が下落し、当初販売を予定していた価格で宅地の販売ができなかったとして、被告に対し、損害賠償金の支払を請求した事案において、原子力関連施設の臨界事故と宅地の価格下落との間に相当因果関係が認められないとし、原告の請求が棄却された事例

＜事実関係＞

本件は、原告Xが、茨城県那珂郡東海村において、平成７年から土地買収に着手し、宅地を造成して平成12年度から販売を開始する宅地造成販売事業を計画していたが、平成11年９月30日に発生した被告Yにおける臨界事故によって土地の価格が下落したため、当初販売を予定していた価格で宅地の販売ができなかったとして、Yに対し、主位的に原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）３条１項に基づいて、予備的に民法709条に基づいて、損害賠償金（18億円余）の支払を請求した事案である。

主な事実関係は、下記のとおりである。

⑴　当事者

原告Xは、地方鉄道業、旅客自動車運送業、不動産の造成販売等を業とする株式会社である。

被告Yは、原子燃料の製造及び売買、ウラン化合物の精製及び売買等を業とする株式会社であり、昭和54年に発足し、軽水炉用低濃縮ウランの再転換工場として国の許可を受け、東海事業所において操業を開始した。Yは、原賠法２条３項の「原子力事業者」である。

⑵　Xの土地販売事業の概要

・開発面積28万9066.15㎡、区画数709区画、区画当たり平均面積217.45㎡
・土地買収開始の着手　平成７年４月
　造成工事開始の日　平成10年２月
・本件土地の所在

本件土地は、Yの東海事業所から南方約3.2キロメートルの距離にあり、本件臨界事故の際に茨城県から屋内退避勧告が出された半径10キロメートルの距離内にある。

⑶　本件土地販売価格の減額等

・当初の販売予定価格

Xは、平成10年１月21日の稟議において、販売価格を１坪当たり平均27万円とすることを決定した。

（その際に、合計709区画の販売計画として、平成12年度に10区画、平成13年度から同23年度までに各60区画、平成24年度に39区画を販売（総販売収入125億円余）する計画が設定された。）

・実際の売出価格及び販売価格

Xは、平成13年７月又は８月の取締役会において、本件土地の売出価格を１坪当たり平均21万円とすることに決定し、平成13年10月に33区画、平成14年２月に10区画、同年５月に５区画、同年10月に15区画、平成15年３月に４区画、同年５月に10区画、計77区画を売り出した。その結果、平成15年８月末までに49区画が成約し、その後、平成16年２月までに、さらに10区画が成約した。

・まとめ

平成15年８月末時点で実際に成約した49区画の平均が１坪当たり19万8019円であり、Xは、実際の売出価格を当初設定価格から約24パーセント減額し、契約価格は当初設定価格から約27パーセント下落した。

＜判決の要旨＞〔下線は事務局〕

裁判所は、次のように述べ、Xの請求を棄却した。

（なお、原賠法２条２項、３条１項の「損害」に人身損害又は物に対する損害を伴わない損害（純粋経済損失）が含まれるか否かも争点となっていたが、裁判所は「原賠法２条２項、３条１項の「損害」とは、「原子炉の運転等」、「核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性作用」と相当因果関係があるかぎり、すべての損害を含むと解すべきであって、条文上何らの限定が加えられていないことから、被告が主張するような人身損害又は物に対する損害を伴わない損害（純粋経済損失）を除外する根拠はないというべきである。」としている。）

「⑶　原告の損害及び因果関係について

ア　当初設定価格と実際の売出価格

当初設定価格については、その価格であれば、完売あるいはそれに近いような売却が見込めるということを判断できるだけの客観的な資料が存在していたと認めることはできず、本件臨界事故がなかったとしたら、平成13年３月には当初設定価格で、平成14年３月には当初設定価格から土地の下落率３パーセントを控除した価格で本件土地が売却できたとの原告の主張については、これを認めることができないことは、前記⑵で判示したとおりである。

実際の売出価格についても、原告が実際の売出価格を１坪当たり平均21万円とした際に考慮したのは、本件臨界事故後の東海村及びその周辺の不動産取引の実情、特に南台団地が１坪当たり18万円から20万円程度で販売していることや、常葉台団地、さわ野杜団地等で実質的には売出価格から値引きして販売しているとの情報や、販売開始前（平成13年６月）の現地説明会等の顧客の声、不動産鑑定士の意見であったのは、さきに認定したとおりであり、実際の売出価格についても、完売あるいはそれに近いような売却が見込める価格が１坪当たり平均21万円であるという客観的な資料は存在しない（１坪当たり平均21万円で売り出す場合と、21万円より高い価格で売り出す場合とで売れ行きに差があるかどうかも分からない。）。

したがって、そもそも、当初設定価格と実際の売出価格との差額をもって損害とする原告の主張はこれを認めることができない。

イ　本件臨界事故と本件土地の価格の下落の因果関係について

本件臨界事故直後に本件土地を含む東海村の土地の価格が下落した理由には、本件臨界事故によって本件土地が放射能に汚染されているおそれがあるということや被告が再び同様の事故を起こすおそれがあるということもあったものと認められる…が、それだけではなく、本件臨界事故によって、本件土地の近くに原子力関連施設が存在すること自体から生じる一般的な危険性が再認識されたということがあったものと認められる…。

しかし、このような住民による一般的な危険性の再認識は、本件臨界事故の場合ほど顕著ではないにしても、平成９年３月に東海村に所在する核燃料サイクル開発機構（旧動力炉・核燃料開発事業団（平成10年に改組））のアスファルト固化処理施設で国際原子力事象評価尺度（NIES）でレベル３（重大な異常事象）と評価された火災爆発事故が発生した（前記認定事実）際にも、生じていたものと考えられる。

さきに認定したとおり、本件土地は、本

件臨界事故時には既に売出しが予定されていたものであるから、本件臨界事故が、東海村の住民に本件土地の放射能汚染のおそれや、被告が再び同様の事故を起こすおそれを意識させ、その結果、本件土地の価格の下落が生じたのであれば、その下落は、本件臨界事故と相当因果関係のある損害につながるものということができるが、本件臨界事故が、被告東海事業所が存在することから生じる危険性ではなく、原子力関連施設が存在すること自体から生じる一般的な危険性を再認識させることになり、それが本件土地の価格の下落の主たる原因であるとすると、原子力関連施設が存在すること自体から生じる危険性は、本件臨界事故の前後を通じて変化があったわけではないから、被告が主張するとおり、本件臨界事故と本件土地の価格の下落との間に相当因果関係を認めることはできない（そのような一般的な危険性の再認識は、東海村だけに限られず、日本各地の原子力施設の存在する土地に同様に生じうる。）。

そして、本件臨界事故による影響については、茨城県等の検査結果によって安全性が確認され、平成11年10月にそのことが公表されたことや、被告が平成12年３月28日にウラン燃料の加工の事業の許可を取り消されていることなど、これまでに認定した事実によれば、本件臨界事故直後に生じた本件土地を含む東海村の土地の価格の下落の理由として、本件臨界事故によって本件土地が放射能に汚染されているおそれがあることや、被告が再び同様の事故を起こすおそれがあることが含まれていたとしても、本件土地の売出しが予定されていた平成13年３月又は本件土地の売出しが実際に開始された同年10月の時点では、それらの懸念はほぼ払拭されていたものと認められる。

したがって、仮に本件土地の価格に本件臨界事故の影響が残っていたとしても、それは、原子力関連施設が存在すること自体から生じる一般的な危険性の再認識によって生じていたものと推認されるので、本件臨界事故と相当因果関係のある損害につながるものと認めることはできない。

また、本件土地の売出しが予定されていた平成13年３月又は本件土地の売出しが実際に開始された同年10月の時点では、本件土地の価格は、本件臨界事故の影響からほぼ回復しているものと認められ、残存する本件臨界事故による下落分を認定することは困難であることは前記のとおりであるから、原子力関連施設が存在すること自体から生じる一般的な危険性の再認識が本件土地の価格に与えた影響は、残っていたとしてもわずかなものと考えられる。

ウ　以上のとおり、当初設定価格と実際の売出価格との差額をもって損害とする原告の主張は認められないし、本件臨界事故の影響でいったん下落した本件土地の価格は、本件土地の売出しが予定されていた平成13年３月の時点又は本件土地の売出しが実際に開始された同年10月の時点では、残存する本件臨界事故による下落分を認定することが困難なほどに回復していたものと認められる。そして、仮に下落分が残っていたとしても、本件臨界事故との間の相当因果関係は認められない。

したがって、損害の点からも、因果関係の点からも、原告の請求（予備的請求を含む）はこれを認めることができない。」

※本件土地の価格の下落については、概ね、下記のような認定がされている。

ア　本件臨界事故が住民の意識に与えた影響につい

て

東海村及びその周辺地域では、本件臨界事故による食品、水、土壌等に対する影響については、茨城県等の検査結果によって安全性が確認され、そのことが平成11年10月に公表されたこともあって、これらの不安は時間の経過によって大きく軽減している。

定住志向・転居希望についても、本件臨界事故直後には、東海村周辺地域にずっと住んでいたいと答えた人は36.1パーセントであり、転居を希望した人は39.8パーセントであったが、本件臨界事故後２年の時点では、ずっと住んでいたい人は56.3パーセントと大幅に上昇し、転居を希望する人は半減した。

イ　本件臨界事故に対する住民の意識が本件土地の価格に与えた影響について

（ア）本件臨界事故直後の公示価格及び地価調査価格（公示価格等）の変動等について

・東海村（住宅地）の公示価格及び地価調査価格（公示価格等）の前年比平均変動率を見ると、公示価格の各年の前年比平均変動率は、平成11年から平成15年までの間では、平成12年（平成11年１月１日から平成12年１月１日）にマイナス8.2パーセントとなっている以外はマイナス３パーセント台であり、地価調査価格の各年の前年比平均変動率は、平成11年から平成14年の間では、平成12年（平成11年７月１日から平成12年７月１日）にマイナス6.9パーセントとなっている以外はマイナス２パーセント台であり、他の年に比べ、平成12年の地価の下落率が突出して大きいといえる。また、東海村（住宅地）における平成12年の公示価格等の下落率は、全国（住宅地）や茨城県（住宅地）の公示価格の下落率と比べても大きく、近隣のひたちなか市、那珂町、常陸太田市、日立市の公示価格等の下落率と比べても大きい。

したがって、公示価格等によれば、少なくとも東海村については、平成12年の公示価格等に影響を与える時期（公示価格については平成11年１月１日から平成12年１月１日までの間、地価調査価格については平成11年７月１日から平成12年７月１日までの間）には、本件臨界事故以外に、経済状況の変動以上に東海村の地価に大きな影響を与える可能性のある特段の事情の存在は窺われないので、平成12年の公示価格等の大幅な下落のうち、少なくとも一定割合は、本件臨界事故を原因とするものと考えるのが合理的であり、本件土地の価格についても、本件臨界事故を原因とする一定割合の下落があったものと考えられる。

・　なお、本件臨界事故が東海村の土地の価格に影響を与えたとすると、心理的要因により、東海村の土地取引も減少したはずであるが、さきに認定したとおり、東海村の土地取引件数は、他の地方圏の土地取引件数と同様に、平成８年以降一貫して減少傾向にあり、平成11年９月30日の本件臨界事故直後に急激に取引件数が減少したことを示すような統計値は認められない。

このような土地取引件数の経緯や東海村の人口・世帯数が本件臨界事故後も漸増していることを考慮すると、東海村の土地価格について、本件臨界事故を原因とする一定割合の下落があったものと考えられることは前記のとおりであるが、東海村の土地の需要が大きく減退したわけではないことが窺われる。

（イ）本件臨界事故から土地販売開始までの公示価格及び地価調査価格（公示価格等）の変動等について

平成11年から平成14年又は平成15年までの公示価格等の下落率は、東海村が近隣の市町に比べて特に下落幅が大きいとはいえず、公示価格の下落率は常陸太田市及び日立市の方が大きく、地価調査価格の下落率もひたちなか市、常陸太田市及び日立市の方が大きい。また、東海村の公示価格の下落率は、茨城県（住宅地）平均の公示価格の下落率よりも小さく、全国（住

宅地）平均の公示価格の下落率とほぼ同様の傾向にある。

したがって、東海村の土地について、平成12年の公示価格等の大幅な下落のうち、少なくとも一定割合は、本件臨界事故を原因とするものと考えるのが合理的であり、本件土地の価格についても、本件臨界事故を原因とする一定割合の下落があったものと考えられることは前記のとおりであるが、本件土地の売出しが予定されていた平成13年３月又は本件土地の売出しが実際に開始された同年10月の時点では、東海村ひいては本件土地の価格は、本件臨界事故の影響からほぼ回復しているものと認められ、残存する本件臨界事故による下落分を認定することは困難である。

（ウ）本件土地販売開始後の顧客の反応について

さきに認定したとおり、平成13年10月から本件土地のうち33区画の販売が開始されたが、同月の分譲区画について同年６月から10月までに開かれた現地説明会等には、４日間で120組、２日間で70組など、相当数の来場者があった。もっとも、成約に至る割合は低く、それ以後の分譲区画についての現地説明会等の来場者は減少した。

被告のウラン燃料加工事業の許可は、平成12年３月28日に取り消されているので、来場者の割に契約者が少なかったことや、次第に現地説明会等の来場者数が減少したことの原因は、本件土地が本件臨界事故を起こした被告東海事業所から近いためであるとは考えられず（前記のとおり、本件臨界事故が住民の意識に与えた影響はその当時既に大きく軽減しており、当初相当数の来場者があったこともそのことを示すものと認められる。）、さきに本件土地の需要について認定した東海村及びその周辺地域の経済状況等の諸事情や本件土地自体の問題、すなわち、東海駅前の交差点から本件土地内の幹線道路（はなみずき通り）に接続する道路が建設中であり、東海駅・勝田駅を結ぶ路線バスが運行しているとはいえ、第１工区及び第２工区の77区画が分譲された時点では、未だ区画道路は未整備であり、東海駅までは直線距離で約２キロメートルあり、東海駅や同駅周辺の商業施設、文化施設、病院等へのアクセスがよいとまではいえず、それほど利便性を強調できる状況ではなかったことなどが主たる原因であったものと考えられる。

※控訴審においても、控訴人（原告）Xの控訴は、原判決と同様の理由により棄却されたが、控訴人の主張（被控訴人が、他の原子力施設が多数存在することを承知の上で東海村で事業を行っていたのであるから、たとえ東海事業所の操業を停止しても、本件臨界事故によって特に多数の原子力施設を抱える東海村の土地購入予定者とりわけ東海村以北の人々の原子力施設が集中している東海村には永住目的では近づかないとか東海村には住宅を購入しない方がよいという心理的要因や住民意識を生じさせたので、本件土地価格の下落損害は、上記心理的要因や住民意識を介在させれば、本件臨界事故と相当因果関係がある損害であるという主張）について、下記のように述べ、斥けている。

「控訴人の上記主張の特徴は、畢竟、控訴人が本件臨界事故と控訴人主張の本件土地の価格の下落損害とを結びつける因果の連鎖の役割を果たすもの（介在因子）は、本件臨界事故を契機として形成された原子力施設が集中している東海村には永住目的では近づかないとか東海村には住宅を購入しない方がよいという心理的要因や住民意識であるという点にある。そして、上記引用に係る原判決の認定・説示のとおり、本件臨界事故の影響によって本件臨界事故直後

の本件土地の価格が本件臨界事故を原因とする一定割合で下落した理由は、本件臨界事故によって本件土地が放射能に汚染されているおそれがあるということや被控訴人が再び同様の事故を起こすおそれがあるということだけではなく、付近に被控訴人東海事業所を含む原子力関連施設が存在すること自体から生じる一般的危険性の再認識によるものであるが、平成13年３月ないし同年10月の時点では、本件土地には本件臨界事故で拡散した放射性物質による汚染が何ら認められないことや被控訴人が東海事業所の事業を閉鎖し、原子力事業許可の取消処分を受け、製造工程内のウランをすべて撤去し、原子力事業に起因する危険を引き起こす存在でなくなっていること、したがって、被控訴人東海事業所が危険な存在でなくなったことが広く認識され、東海村及び周辺の住民の定住志向の回復がみられることなどに照らせば、控訴人主張の本件土地の価格の下落損害は、付近に被控訴人東海事業所を含む原子力関連施設が存在すること自体から生じる一般的危険性の再認識による影響の一つと理解し得るものの、このような一般的危険性の再認識は、平成９年３月の核燃料サイクル開発機構のアスファルト固化処理施設（東海村所在）での火災爆発事故の際にも人々の注目するところとなったものと考えられ、そのような一般的危険性が再認識される対象となる原子力関連施設の存在状況は、本件臨界事故の前後を通じて変化があったわけではないのであり、そうすると、本件臨界事故と控訴人主張の本件土地の価格の下落損害との間に相当因果関係があるとまで認めることはできないというべきである。

控訴人は、被控訴人が他の原子力施設が多数存在することを承知の上で東海村で事業を行っていたことを強調するが、被控訴人の被控訴人東海事業所の立地についての認識自体は、特に問題となる事情であるとまでは認められないし、また、そのような認識のもとに被控訴人東海事業所の事業が行われていたとしても、そのことは、本件関係証拠から認められる被控訴人東海事業所と本件土地との距離ないし位置関係、本件臨界事故の発生状況、本件臨界事故発生後に東海村及び茨城県によって行われた避難勧告等の内容、その後の臨界の終息及びそれが確認されたこと、上記の避難勧告等の解除、本件臨界事故による食品、水、土壌等に対する影響についてなされた茨城県等の検査結果とその公表、前示のような、被控訴人に対する原子力事業許可の取消処分、これに従い被控訴人東海事業所が原子力事業に起因する危険を引き起こす存在でなくなったこと、このような事態に対する一般の認識が広まり、住民の定住志向の回復がみられることなどの諸事情を総合して考えると、本件臨界事故と控訴人主張に係る下落損害との相当因果関係を認めるべき根拠と解することはできないのである。

そうすると、控訴人の前記の主張も、採用することはできない。」

2　論点

1　本判決について

本判決の評価如何。

本判決では、土地価格下落の理由として、①「本件臨界事故によって本件土地が放射能に汚染されているおそれがあるということ」や、②「被告が再び同様の事故を起こすおそれがあるということ」の他に、③「本件臨界事故によって、本件土地の近く

に原子力関連施設が存在すること自体から生じる一般的な危険性が再認識されたということ」があるとし、③については、本件事故と相当因果関係を認めることはできないとし、他方で、②については、相当因果関係の判断の対象となるとしていることは、(いずれも潜在的なリスクの影響と考えられるが) 妥当か。　(控訴審判決でいう「因果の連鎖」をどこまで認めることが妥当か)。

また、①及び②については、本件土地の売出しが開始された時点等では、「それらの懸念はほぼ払拭されていたものと認められる」としているが、(②については、被告が事業所を閉鎖し、事業許可の取消を受けたことも影響していると考えられるが)、その判断の是非如何。

2　今回の福島原発事故と不動産取引について

⑴　原子力関連施設の臨界事故による（風評被害として）納豆商品の売上減少の相当因果関係を認め、損害賠償を認めた事例（東京地判平成18年２月27日）がある一方、水銀排出による魚介類の売上減少について「水銀に汚染されてこれを食品とするのに適さないのではないかと一般に疑わせるに足りる程度」であることが必要として損害賠償を否定した事例（富山地裁高岡支判昭56年５月18日）がある。

不動産について、今回の福島原発事故による風評被害的なもの（放射能物質による汚染の懸念による需要低下）について相当因果関係が認められる場合があるか。その場合、人の体内に摂取される食品と比べ、“危険性を懸念し、商品を敬遠し、買い控えする心理”において、相当因果関係の認定において、より厳格であるべきか。

⑵　具体的には、

（ⅰ）　今回の福島原発の避難指示区域（20㎞圏内）・計画的避難区域（20～30㎞圏内）等で、原発事故が収束し、当該区域指定も解除された場合に、当該区域の地価が他の区域と比較して相対的に下落率が（明確に）高く、個別の土地の価格も同様に下落率が高く、当該下落した価格で土地を売却した場合に、(他の特段の下落要因がない限り）その減収分の損害賠償請求が原因者（東京電力）に対し認められるか可能性はあるか。

損害賠償が認められるとして、その理由としては、(放射能物質の付着による人体等への危険があることによる直接の価値減がある場合は別として、それ以外の場合)、「放射能物質による汚染の懸念」か、東京電力福島原発が「同様の事故を起こすおそれ」も考えられるか。

（ⅱ）　また、（ⅰ）の区域の更に遠隔の区域においても、同様に地価下落がある場合に、損害賠償が認められる可能性はあるか。

その場合の認定としても、一定範囲の地域の地価が、他の地域（あるいは全国）の地価と比較して相対的に下落率が（明確に）高く、個別の土地の価格も同様に下落率が高いということで、減収分の損害賠償請求が認められることとなるか。

⑶　（千葉県柏市（福島原発から約200㎞圏）等、福島原発から遠隔の居住者から、放射能値が高くて、近隣で表土の入れ替えをしているところもあるとして、相談があるが）

（ⅰ）　買主において、土地の放射性物質による汚染の懸念を理由に、売買契約締結後で引渡し前に、契約の（手付解除でなく）白紙解除が認められるか。あるいは、買主が手付放棄により契約解除した場合、

手付相当額の損害賠償請求を原因者（東京電力）に行うことはできるか。

（ⅱ） 売主において、土地の放射性物質による汚染の懸念を理由に、表土の入れ替えを行った場合、その費用の損害賠償請求を原因者（東京電力）に行うことはできるか。

3 委員会における指摘事項

・事故による影響の損害賠償としては、価格下落による（顕在化した）減収だけでなく、財産価値の（潜在的な）低下も対象にはなり得る（例えば売却収入１割減であれば、売却しなくてもその価値低下は損害賠償の対象となり得る）。

・損賠賠償については、損害発生の事実と、その損害の評価（金銭的な損害額）を区別して考える必要がある。本判決では、その点が混乱している点があると思われる。また、本判決では売出価格の減収分を主張している点が立証として稚拙で、地価下落等で主張した方がまだよかったのではないかと考えられる。

・本判決との対比で考えると、原発への不安と言うことで、福島以外の全国の原発周辺地域の地価が下落した場合に、風評損害として東京電力に損害賠償が認められるか否かということになる。本判決等を勘案しても、そうはならないだろう。

・今回の原発事故は、周辺への影響が基本的になかった本判決事例とレベルが大きく異なり、事故の収束の見通しのつかない現段階で、影響について判断することは困難である。JCOの事例の損害賠償でも長い時間かかっており（約10年）、今後の推移を注視する必要がある。

その際、放射能汚染が現象的に現実にあるものだけでなく、風評損害的なものも対象にはなり得ると考えられる。また収束の目途がつかない進行中の段階と、収束後の段階でも評価が異なると考えられる。

損賠賠償の対象としては、現実に汚染されている場合は、少なくとも汚染除去費用の額での賠償は認められると思われる。

また継続的な不法行為という観点での検討も必要である。

・農作物等の食品関係や（今回では）観光などは、風評損害が認められやすい。

・損害賠償ということになると、国の委員会の基準等が（最低限の）ベースとなり、それ以上の請求がされることが通常想定される。損賠賠償する主体も考慮する必要がある（国（税金）か、東京電力（電気料金）か）。

4 参考資料（裁判例）

○東京地判平18年２月27日判タ1207号116頁

原子力発電所で発生した臨界事故により、実際の商品に放射線汚染等は存在しなかったが、新聞報道等により悪風評が生じ、消費者が商品を買い控えするなどした結果、売上が減少するという風評被害が生じた場合に、事故と商品の製造販売業者の営業損害との間に一定限度で因果関係が肯定されるとして、納豆商品の製造販売会社の損害賠償請求が認容された事例

〔判旨〕

「オ　以上によれば、本件臨界事故後、納豆業界全体の売上は継続して減少傾向にあったことが認められ（増加した平成11年10月についても同10年度の売上を下回るものであった。）、また、本件臨界事故を契機として一般消費者が納豆商品の買い控えをする心理経過

を辿ったものと認められる。そして、本件臨界事故により風評被害が生じたことが各新聞において報道され、風評による被害を前提にした宣伝活動が行われていたのである。

そうすると、本件臨界事故によって消費者が納豆商品を買い控えるなどした結果、納豆業界全体の売上が減少するという風評被害が生じていたものと認められるのであって、本件臨界事故発生と納豆業界全体の売上減少との間には一定限度で相当因果関係があるということができる。さらに、上記のとおり、納豆業界全体が本件臨界事故による風評被害を受けたと認められることに加えて、上記イ認定のとおり、原告の納豆売上が納豆業界全体の動向と一致し、本件臨界事故後継続して減少傾向を示し、かつ、本件臨界事故直後の同11年10月からの対前年同月比売上伸率が継続してマイナスあるいは低率となったことからすれば、本件臨界事故発生と原告の納豆売上が減少することにより原告に生じた営業損害との間にも、一定限度において相当因果関係を認められるべきものである。

カ　もっとも、本件臨界事故後、一般消費者が納豆商品を買い控えるに至ったことが窺われるものの、それは、一般消費者の個別的な心情に基づくものであり、放射線汚染という具体的な危険が存在しない商品であるにもかかわらず、それが危険であるとして、上記商品を敬遠し買い控えに至るという心理的状態に基づくものである以上、そこには一定の時間的限界があるというべきである。この時間的限界をどのように画するかは困難な問題であるが、それは一般消費者が上記のような心情を有することが反復可能性を有する期間、あるいは一般的に予見可能性があると認め得る期間に限定されるというべきである。

これを本件についてみると、確かに本件臨界事故後の原告の納豆売上高は、別表３によれば、事故直後の同11年10月こそ前月より6500万円程度増加して約23億3700万円となり、その後、同年11月には約22億7900万円、同年12月には約22億6500万円、同12年１月には約21億0300万円となるなど継続して顕著な減少傾向を示しているが、他方、上記１認定の事実によれば、本件臨界事故後の事実経過として、茨城県は、本件臨界事故の翌日である同11年10月１日には野菜、農林産物について放射性物質は検出されないとする安全宣言を出し、さらに翌同月２日には、鶏卵、牛乳及び水産物等について、同月４日には、茨城県内の事業所で製造される加工食品等が安全である旨発表し、政府も、同月２日には農畜水産物について安全である旨を発表しているし、茨城県職員らは、同月９日、東京都内で茨城県産の納豆を無料配布してその安全性を訴えるなどしていたのである。また、科学技術庁事故調査対策本部も、同年11月４日、原子力安全委員会に事故状況の報告を行い、同月13日及び14日には地元住民に対して本件臨界事故に関する説明会を実施していたのである。

上記のような本件臨界事故後の茨城県や政府、科学技術庁事故調査対策本部の対応、納豆商品の風評被害に関する報道状況などの事情に加え、本件における一般消費者の心理をも考慮すると、上記のような原告の納豆商品売上の減少傾向の継続が認められ得るとしても、一般消費者が原告の商品を始めとする納豆商品の買い控えをすることが反復可能性を有する期間、あるいは一般的に予見可能性があると認め得る期間は、茨城県や政府による農畜水産物や加工食品等に対する安全宣言が出され、一連の納豆商品についての風評被害に関する新聞報道が沈静化し、同11年11月13日及び同月14日に地元住民に対する事故説明会が開催された後、本件臨界事故の実態につ

いて一般消費者が十分に理解するのに必要な相当の期間が経過したと認められるときまでの間、すなわち本件臨界事故発生から同11年11月末までであると認めるのが相当である。

キ　そして、上記１認定のとおり、本件臨界事故当時の原告の納豆商品のパッケージには製造所の所在地や名称が表示されておらず、製造所固有記号（アルファベット）が表示されているだけであって、一般消費者は、パッケージ上、当該商品が国内のどこで製造されたものであるか知ることができず、場所的情報としては、販売者である原告の所在地として「茨城県東茨城郡小川町野田字大沼頭〈番地略〉」と表記されている部分だけであった。また、上記１⑷認定のとおり、関西地区においてさえ、納豆商品のパッケージに「水戸」と謳っている商品について、当面その特売を見合わせる動きがでている模様である旨報じられていたのである。さらに、地域別の原告の売上の動向はほぼ原告の全国納豆売上の動向と同様に推移していたことは上記認定のとおりである。

そうすると、本件臨界事故と相当因果関係のある原告の納豆商品の売上減少、すなわち原告の営業損害額の算定に当たっては、これを水戸工場エリアなど本件臨界事故発生地の近郊のみに限るのでなく、原告の全国の納豆商品売上を基にこれを検討するのが相当である。

したがって、本件においては、本件臨界事故発生と原告の全国の納豆商品売上が減少することにより原告に生じた同11年10月１日から同年11月30日までの営業損害との間に、一定限度において相当因果関係が認められることになる。」

「上記２で検討したとおり、本件臨界事故と原告の平成11年10月１日から同年11月30日までの間の全国における納豆商品売上の減少という営業損害の間には一定限度で相当因果関係があるというべきところ、本件臨界事故発生直後の同年10月及び同年11月の２か月の間に原告が得られたであろう売上額を基に、これから上記２か月の間に実際に得られた売上額を控除し、これに粗利益率を乗じて得られる金額が本件における原告の営業損害額となると解するのが相当である。」

○東京地判平18年４月19日判時1960号64頁

・被告東海事業所の転換試験棟内において発生した臨界事故に伴う屋内退避要請地域内に工場を有していた原告が、取引先から取引を停止され損害を被ったとして損害賠償を請求した事案において、原子力損害の賠償に関する法律３条１項の「損害」とは、無過失責任主義及び無限責任主義を採用していることから、風評損害についても当該事故と相当因果関係が認められる損害である限り、認められるとした事例

・風評損害が生じた期間については、経験則上、一般に風評損害は事故直後に最も強く事故の影響を受けるが、その後、徐々に軽減していくものと考えられることから、当該事故後二年間にわたって営業損害があるとする原告の主張を５か月間が相当であるとして、仮払金との相殺で本訴請求を棄却した事例

〔判旨〕

「そして、本件臨界事故現場から10キロ圏内の屋内退避要請地域については、放射線及び放射性物質の放出による健康影響はないものとされているほか、一部新聞記事にはその旨の報道が先行的になされていたこと、本件臨界事故直後の平成11年10月１日から同月５日にかけて、茨城県などによって事故現場周辺の農林水産物、水質、加工品等の安全性について調査が行われ、いずれも放射線ないし放

射性物質による影響は認められない旨の結果が公表されていたこと、同月６日以降は、政府やJA茨城県中央会等もキャンペーンを行うなどして安全性のPR活動を行ったことが認められるが、原子力事故が放射線や放射能の放出といった目には見えない危険を伴うものであること、本件臨界事故が前記のとおり死傷者を出した重大なものであり、事故直後からマスコミで大々的に取り上げられていた（証拠として提出された新聞記事（甲27）を見ると、臨界事故の重大性を報じる記事は、その安全性を示す記事よりもはるかに大きく取り上げられており、このことからも、一般読者に事故の重大性に関する印象が強く伝わっていたことが推測される。）ことなどからすれば、本件臨界事故後、原告の納豆製品を含む茨城県産の加工品について安全性が確認され、その旨のPR活動がなされていたとしても、消費者ないし消費者の動向を反映した販売店において、事故現場から10キロメートル圏内の屋内退避要請地域にある本社工場を「生産者」と表示した原告の納豆製品の危険性を懸念して、これを敬遠し、取扱いを避けようとする心理は、一般に是認できるものであり、それによる原告の納豆製品の売上減少等は、本件臨界事故との相当因果関係が認められる限度で本件臨界事故による損害として認めることができるというべきである。

そこで、まず、原告主張に係る即時損害の有無・内容を検討するに、本件臨界事故の翌日である平成11年10月１日付けで製造された原告の納豆製品のうち、取引先から返品されたり納入を拒絶されて廃棄されたものが、総グラム数合計451万4600グラムであり、同日付けで製造された原告の納豆具材のうち、同様に廃棄されたものが、5309個であること、本件臨界事故前である平成10年７月１日から平成11年６月30日までの原告の納豆製品の製造原価計算書によれば、原告の納豆製品の平均製造原価が、100グラム当たり53円87銭であり、原告の納豆具材の製造原価が、１個当たり２円であることは、前記認定のとおりである。

そして、上記のとおり、本件臨界事故に伴い、原告の納豆製品の安全性を懸念する消費者ないしは販売店の心理は、一般に是認できるものであること、原告の納豆製品が、「生産者」のみを表示することとされており、消費者には当該製品がどこで製造されたものかが明らかでないため、上記心理が全国的に広がったとしてもやむを得ないこと、原告の取扱商品が加工食品ないしはその具材であって、人の体内に摂取されるものであるだけに、本件臨界事故の影響を懸念して返品されたり納入を拒絶された商品については、廃棄するよりほかに採り得る手段がなかったものといわざるを得ないことなどにかんがみれば、原告主張に係る即時損害については、これを本件臨界事故と相当因果関係のある損害と認めるのが相当であり、その損害については、53.87円（100グラム当たりの平均製造原価）に451万4600グラム（廃棄数量）を乗じ、これを100グラムで除した金額に消費税分を加算して得られる255万3615円（１円未満切捨て）と、２円（平均製造原価）に5309個（廃棄個数）を乗じた金額に消費税分を加算して得られる１万1148円（１円未満切捨て）との合計256万4763円と認めるのが相当である。」「（ウ）上記のとおり、本件臨界事故により被った原告の営業損害を算定するに当たり、原告主張の方法によることはできないが、以上説示したところによれば、本件臨界事故と相当因果関係のある風評損害が生じた期間としては、平成11年10月から平成12年２月までの５か月間と認めるのが相当であり、かつ、本件臨界事故の影響の程度は、同期間を通じて

これを平均すると、おおむね、最大値と見られる平成11年10月の売上減少幅の２分の１に相当するものと認めるのが相当であるから、その間に得べかりし原告の納豆売上高は、同期間の納豆売上高合計36億7044万2845円を0.97275（＝１－0.02725。0.02725は、平成11年10月の悪化ポイント数5.45の２分の１に相当する数値）で除して得られる37億7326万4297円であると認められる。

そうすると、本件臨界事故によって生じた風評損害としての売上減少分の営業利益は、事故がなければ平成11年10月から平成12年２月までに得べかりし納豆売上高合計37億7326万4297円から実際の納豆売上高である36億7044万2845円を控除した残額１億0282万1452円につき、直近の限界利益率である原告の平成11年６月期の限界利益率より推測される予想利益率38.08パーセントを乗じて得られる3915万円（１万円未満切捨て）と認めるのが相当である。

また、原告が、本件臨界事故後、電通とのテレビコマーシャルの制作・放映の委託に関する契約に基づき、実施中であったテレビコマーシャルについて、その内容が本件臨界事故の悲惨な状況下では似つかわしくないと判断し、同年11月末日まで放映予定であったにもかかわらず、予定より１か月早い同年10月末日で打ち切ったことは前記認定のとおりであるところ、本件臨界事故自体が重大な事故であったことや、本件臨界事故による農産物等の安全性を危ぐする風評があったことからすれば、本件臨界事故が発生した後の同月１日以降は、原告のテレビコマーシャルが、かえって原告ないし原告商品のイメージ低下に繋がり、このため上記契約を締結した目的を達することができない状況になった以上、原告が出捐したテレビコマーシャル費２億6581万7557円の２分の１に相当する１億3290万円（１万円未満切捨て）については、本件臨界事故に起因する営業損害であると認めるのが相当である。

したがって、本件臨界事故による風評損害としての売上減少等の営業損害は、上記合計１億7205万円となる。」

「オ　原告は、本件臨界事故により、「b」という原告の社会的評価と原告商品の社会的評価が著しく毀損され、また、多数の取引先から出荷停止等の措置を受け、その対応に膨大な労力と時間を費やし、さらに、営業利益の大幅な減少から多数の従業員をリストラせざるを得ず、従業員の士気の低下と求心力の低下を招くなどの甚大な無形の損害を被ったとして、慰謝料１億円を請求する。

そこで、前記認定事実に基づき検討するに、原告は、本件臨界事故後、事故現場から10キロメートル圏内の屋内退避要請地域に本社工場を有していたことを契機として、本件臨界事故に伴う放射線や放射能汚染を懸念されるようになり、取引停止や返品、納入拒否、特売企画のキャンセル等の措置を受けたことが認められるほか、販売店においても、一時は、原告の納豆製品を入荷できない旨明記されるなどしており、本件臨界事故直後から原告の本社に度々問い合わせがあったことなども勘案すると、「b」という地名を使用した原告ないしは原告商品のブランドイメージは、少なからず打撃を受けたことがうかがわれる。

加えて、前記認定事実によれば、原告は、本件臨界事故後、消費者及び販売店の双方から、原告の納豆製品の安全性について多数の問い合わせを受け、電話対応や、取引停止、返品、納入拒否等の対応に追われたほか、本件臨界事故の翌日、原告の納豆製品について放射能汚染が認められない旨の証明書を取るために奔走し、その旨の証明書を入手した上、これを全国の販売店にファクシミリで送付す

るなどして、販売店に対する取引停止の解除や納品の促進を図るために多大な労力や時間を費やしたことなどが認められ、また、原告自身の故意、過失等とは無縁の本件臨界事故によって売上減少を余儀なくされたことから、社内の志気等にも、少なからぬ影響を受けたことが認められる。

上記認定の事情のほか、本件に顕れた一切の諸事情を勘案すると、原告が本件臨界事故により被った無形の損害に対する慰謝料としては、500万円をもって相当と認める。」

○名古屋高裁金沢支判平元年５月17日判時1322号99頁

放射性物質の漏出量が微量で魚介類には汚染はなかつたとしても、漏出海域産ということで売り上げが減少した場合は、事故と魚介類仲買い業者の損害との間に一定限度で因果関係が肯定されるが、汚染海域産以外の海産物の売り上げ減少との間には因果関係は否定されるとした事例

〔判旨〕

「四　控訴人唐沢水産及び同橋爪の売上減少と本件事故との因果関係について

１　前認定のとおり、本件事故の発生とその公表及び報道を契機として、敦賀産の魚介類の価格が暴落し、取引量の低迷する現象が生じたものであるところ、敦賀湾内の浦底湾に放射能漏れが生じた場合、漏出量が数値的には安全でその旨公的発表がなされても、消費者が危険性を懸念し、敦賀湾産の魚介類を敬遠したくなる心理は、一般に是認でき、したがって、それによる敦賀湾周辺の魚介類の売上減少による関係業者の損害は、一定限度で事故と相当因果関係ある損害というべきである。

２　控訴人唐沢水産及び同橋爪についても、前認定のとおり、事故による影響かどうか必ずしも明らかではないものの、一部売上減少が生じたことが窺われるが、敦賀における消費者が、敦賀湾から遠く離れ、放射能汚染が全く考えられない金沢産の魚まで敬遠し、更にはもっと遠隔の物も食べたくないということになると、かかる心理状態は、一般には是認できるものではなく、事故を契機とする消費者の心情的な判断の結果であり、事故の直接の結果とは認め難い。金沢産の魚も心情的には不安であるとの理由で賠償を命ずるものとすれば、金沢における消費の低下も是認しなければならなくなり、損害範囲はいたずらに拡大することとなる。

３　したがって、右控訴人らの売上高が本件事故後減少したとしても、消費者の個別的心理状態が介在した結果であり、しかも、安全であっても食べないといった、極めて主観的な心理状態であって、同一条件のもとで、常に同様の状態になるとは言い難く、また一般的に予見可能性があったともいえない。すると、本件浦底湾における人体に影響のない微量の放射能漏れと敦賀の消費者の金沢産魚介類の買い控えとの間には、相当因果関係はないというべきである。」

○横浜地判平18年７月27日判時1976号85頁

被告会社の工場からダイオキシン類を含む排水が７年以上にわたって河川に排出され続けたことにより、同河川の河口付近で漁業を営む原告らが風評被害による営業損害を被ったことにつき、原告らの被告会社に対する損害賠償請求が一部認容された事例

〔判旨〕

「２　争点⑵（相当因果関係）について

原告らは、本件ダイオキシン事故が発生し、それがマスコミによって報道されたことにより、原告らに営業損害が発生したと主張する。

⑴　まず、本件ダイオキシン事故に関してど

のような報道が行われたかを検討する。

前記第２、１、⑷のとおり、本件ダイオキシン事故の発生は、環境庁らの記者会見が行われた本件報道日以降、新聞、雑誌、テレビ、ラジオ等において大きく取り上げられ、全国的に広く報道された。（甲３の１ないし３の24）

その報道内容は、「高濃度ダイオキシン流出」、「被告藤沢工場　基準の8000倍　雨水路に」、「超高濃度ダイオキシン」、「藤沢市の工場近くの川　基準の8100倍検出」等のショッキングな見出しが付けられたものであり、少なくとも平成12年３月25日ころの新聞記事には、環境科学に関する専門家等により、相模湾の魚介類にダイオキシン類が蓄積されているおそれがある旨のコメントや解説記事が掲載されていた。

⑵　ところで、ダイオキシン類の毒性が極めて強いことは平成12年当時において一般的に広く知られていたものであり（公知の事実である。）、ダイオキシン類の流出が７年以上という長期間続いていたこと等を考え合わせると、一般の消費者が、上記⑴のような報道に接すれば、一時的にせよ、引地川近くで採れた海産物を買うことを控えたり、引地川近くで行われる観光地引き網への参加を見合わせたりすることは、消費者の心理として極めて高い蓋然性をもって予想されるというべきである。

⑶　上記⑴の報道内容に加え、原告らの業務がいずれも引地川の河口付近において行われ、又は、同河口付近で捕れた魚介類に関して行われていたことや、本件報道日から１週間も経たないうちに、各漁協によって対策協議会が結成され、被告に対して補償を求め始めていること等の事情に照らせば、本件ダイオキシン事故を理由に観光地引き網の予約のキャンセル等が生じたという原告A代表者及び原告Cの供述、市場からしらす等の引き取りを断られたという原告A代表者の供述、しらす等の販売に関する客足が減ったという原告A代表者の供述及び証人Fの証言、しらす鰻の採捕人が漁に出なくなったという原告Dの供述は、いずれも、その件数や金額は別としても、少なくともそのような事実があったという点に関しては、信用できるというべきである。

⑷　その後、平成12年３月27日には、環境庁及び神奈川県により、相模湾のしらすは安全である旨の発表がされており、同年５月31日には、環境庁らの連絡調整会議により、正式に、「周辺環境調査の結果や利水実体等から判断して、周辺地域での日常生活、周辺海域での海水浴等のレジャー活動及び周辺海域で水揚げされる魚介類の摂取によって、健康に影響が生じるおそれはないものと判断される。」旨の安全宣言が出されていること等からすれば、同日以降、上記報道が原告らの営業に及ぼす影響は、暫減していったものと考えられる。

しかし、環境庁らの連絡調整会議による上記発表においても、「引地川の魚類は比較的高濃度のダイオキシン類が検出されていることから、食用に供さないことが望ましい。」と発表されていること等から考えれば、上記発表があったからとって、直ちにその効果が現れたと考えるべきではなく、原告らの営業に対する影響は、上記発表の後も、一定期間、継続したものと考えられる。

⑸　以上を総合すると、少なくとも、本件では、本件ダイオキシン事故が生じなければ、同事故の報道を原因とする観光地引き網の予約キャンセル、市場からのしらす等の引取り拒否、しらす等の販売額の減少、しらす鰻の漁の中断等は生じなかったというべ

きであり、これらを原因とする原告らの営業損害も生じなかったというべきである。

(6) 被告は、本件ダイオキシン事故に関するマスコミ報道が、あたかも引地川本流から基準の8100倍のダイオキシン類が検出されたような誤解を与える内容であり、報道が適切にされていれば、原告らに風評被害が生ずることはなかったと主張し、また、一部の市場関係者が、本件ダイオキシン事故に過度に反応して、自らの判断で取引中止等の措置を講じてしまったと主張するので検討する。

確かに、平成12年３月25日の読売新聞の「環境庁は…藤沢工場近くの引地川の水から、環境基準の最高8100倍に当たる8100ピコ・グラムと超高濃度のダイオキシン類が検出されたと発表した。」という記事のうち、「引地川の水から」と記載されている部分は、正確には、「雨水路（引地川水系稲荷雨水幹線）の水から」と記載すべきであり、報道内容が正確ではなかったという点は存在する。

しかし、本件ダイオキシン事故に対する報道の大多数は、適切に行われていたと認められる上、環境基準の8100倍というダイオキシン類の量は、たとえこれが雨水路において検出された数値であったとしても、付近住民に十分に脅威を与えるものであり、現に、上記雨水路の下流にある引地川の富士見橋付近においても、本件ダイオキシン事故の発生当時の環境庁の基準値である１pg－TEQ/Lを超える濃度のダイオキシン類が検出されていることを考慮すると、消費者に対し、引地川河口付近で採れた魚介類の買い控えを生じさせ、観光地引き網への参加をちゅうちょさせ得る数値であったと考えられる。

なお、市場関係者らの反応についても、本件のような報道が行われれば、公衆衛生を維持するという重大な責務を負っている市場関係者らが、仕入れを拒絶し、又は仕入れの量を減らすことは、通常かつ適切な判断であって、これが不当であるとは認められない。

(7) 以上を総合すれば、本件誤接続がなければ、本件ダイオキシン事故の報道を原因とする観光地引き網の予約キャンセル、市場からのしらす等の引き取り拒否、しらす等の販売額の減少、しらす鰻の漁の中止等は生じず、これらを原因とする原告らの営業損害も生じなかったというべきであるから、本件誤接続と、原告らの営業損害との間には、相当因果関係があると認められる。」

○富山地裁高岡支判昭56年５月18日判時1012号21頁

・無機水銀の排出により営業上の損害を受けた水産物加工・販売業者に対する不法行為が成立するためには、その排出水銀量が相当多量であって、海域の魚が水銀汚染により食品とするに不適であると一般に疑わせるに足る程度の水銀量の排出がなされたことを要すると判示した事例

・化学製品工場が魚の水銀汚染を疑わせる程度の水銀量を排出していなかったとされた事例

〔判旨〕

「３　被告らの排出した水銀が氷見海域に達したことが認められれば、同所に棲息する魚介類が水銀で汚染されたであろうことが推認される訳であるが、その排出された水銀は広い海域に出て拡散されることによりかなり希釈されることが予想されるところ、前記のとおり無機水銀は有機水銀に比べて人体に対するその毒性が弱く、しかも広く自然界にかな

りの量存在することが認められるものであるから、被告らの原告に対する不法行為が成立するためには、被告らの排出水銀量が相当多量であって、氷見海域の魚が水銀に汚染されてこれを食品とするのに適さないのではないかと一般に疑わせるに足りる程度の水銀量の排出がなされたことが必要であると解される。すなわち、ことが食物に関する問題であるから、魚が現実に水銀によって汚染されていなくても、汚染されたのではないかと疑われる程度のことがなされればそれで足りるとともに、食品に供することに危険を感じさせる程度に汚染行為がなされる必要があると考えられるのである。」

「以上のことからすれば、氷見海域が水銀調査地区に指定された昭和四八年六月二五日当時までに、被告らが氷見海域の魚（原告製品の原料であるアジ、イワシ、カワサなど）に水銀汚染を疑わせる程度の水銀量を小矢部川へ排出していなかったことが明らかであるといわなければならない。

4　そうであるとすれば、以上の事実関係（但し、昭和四八年一一月九日の調査結果を除く。）が当時一般に正しく報道・認識されていたならば、氷見海域の魚については原告主張のような製品の販売不能という事態には至らなかったと考えられるのである。すなわち、水産加工業者である原告に、仮に原告主張のような損害が生じたとしても、その損害と前記被告らの排水行為との間には、もはや法的な責任を被告らに認めるべき相当因果関係を認め難いといわなければならない。」

（了）